

平成 17 年 11 月 29 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、新株予約権証券等の上場対象からの除外について行います。  
概要は次のとおりです。

「新株予約権証券等の上場対象からの除外について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年  
12 月 12 日（月）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、  
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 17 年 12 月 12 日（月）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 17 年 12 月 12 日（月）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

新株予約権証券等の上場対象からの除外について

平成17年11月29日

証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>新株予約権証券（平成14年4月の商法改正以前においては新株引受権証券）は、平成11年4月の上場廃止銘柄を最後に6年間上場がない状況が続いてきました。</p> <p>この間、商法上は新株予約権証券の単独発行も認められましたが、上場対象となる新株予約権証券の具体的な内容が見極めにくい中で、現行の本所における上場新株予約権証券の制度は、従来の新株引受権証券の仕組み（社債と同時に発行され、社債の額面金額100円に対する呼値を行う等）を想定したものとなっています。一方で、商法改正後にストック・オプションを目的として発行されている非上場の新株予約権を見ると、社債と同時に発行されることはなく、現行の制度及び実務面等で想定している新株予約権証券とは仕組みが異なっており、このような新株予約権証券を直ちに取引対象とすることは困難な状況となっています。したがって当該証券の上場については、これを休止することとします。</p>	
II. 改正概要	<p>新株予約権証券、新株予約権付社債券等（転換社債型新株予約権付社債を除く）は上場の対象外とし、関係諸規則の改正を行います。</p>	
III. 実施日	<p>平成18年1月上旬（予定）</p>	

以 上